

相続した家や土地の売却を承っています 空き家の売却は 私たちにおまかせ下さい

実家を
リフォームして
売りたい

不要品や
大型ゴミの処分に
困っている

まだ相続登記が
できていない

県外在住だけど
徳島にある実家を
手放したい

解体費用が
いくら要るのか
知りたい

築50年の家
解体するべきか
悩んでいる

できるだけ
費用を掛けずに
売却したい

実家の片づけ
何から手をつけて
いいのかわからない



悩まずに**アイル空き家事業部**に今すぐお電話ください!!

担当直通電話 **090-3232-3888**

■固定資産税の納付書(課税明細)が手元があれば、ご用意ください。ご相談がスムーズにできます。

ご相談物件の取扱エリア(徳島市・鳴門市・板野郡近辺)でしたら、遠隔地からでも対応致します。お客様の代わりに現地に足を運んで、査定させていただきます。

空き家の売却しま専科
公式HPはこちらから

中古住宅・土地売買・賃貸・仲介・リフォーム・無料相談・査定



徳島県知事免許(1)第3074号(公社)
徳島県宅地建物取引業協会会員
四国地区不動産公正取引協議会加盟

【アイル空き家事業部】徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜203 大成不動産事務所内
連絡先/090-3232-3888 営業時間/10:00~17:00
〒772-0052徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地76 N・Nコーポ101 TEL088-661-3888



私たちと一緒に前向きな一歩を踏み出しませんか



全国的にみても「空き家」はどんどん増えています。誰も住んでいない実家などに、毎年、固定資産税を払っていませんか。放置したままにしていると草木が生え、建物はどんどん古くなっていきます。思い切って整理することで、肩の荷がおり、気持ちもスッキリします。空き家の売却を考えることは、これからの人生を前向きに生きていくためのポジティブな活動です。ぜひ、私たちと一緒に前向きな一歩を踏み出しませんか。

Step1

まず相続登記の問題を解決

2024年4月1日から相続登記が義務化されました。正当な理由なく、3年以上登記申請ができていない場合は過料が発生します。相続登記の手続きをどこに頼んでいいかわからない方、ぜひ、ご相談ください。当社が信頼できる司法書士の先生をご紹介します。

Step2

家財道具の片付けだけでもOK

家の中に不要品や家財道具は残っていませんか。家が古くなるまで放置し、解体時に一気にしようなどと思っていると、費用が割高になってしまいます。解体費用を安くおさえるために、リサイクル業者などもご紹介させていただいております。お気軽にご相談ください。

Step3

リフォームしたら売れるかも

家がまだ使える場合は、最低限のリフォームをし、中古住宅として販売できます。まず現場を見せていただき、当社で必要なリフォームをご提案させていただきます。できるだけ費用を掛けたくないという方は、売却時にリフォーム代金を清算する方法もあります。

Step4

家を解体し更地にして売ってみる

中古住宅として販売するのが難しい場合、家を解体し、更地にして売る方法があります。現場を見させていただいてから、解体費用をお見積りさせていただきます。解体後は話し合って土地の価格を決め、ご近所にお声がけをしたり、当社の物件情報サイトに掲載したりして、販売を促進していきます。

アイル空き家事業部におまかせ下さい!
tel.090-3232-3888

ご相談物件の取扱エリア(徳島市・鳴門市・板野郡近辺)でしたら、遠隔地からでも対応致します。お客様の代わりに現地へ足を運んで、査定させていただきます。

お気軽にご相談ください。

私たちが現地までお伺いします。



中古住宅・土地売買・賃貸・仲介・リフォーム・無料相談・査定



徳島県知事免許(1)第3074号(公社)
徳島県宅地建物取引業協会会員
四国地区不動産公正取引協議会加盟

【アイル空き家事業部】徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜203 大成不動産事務所内
連絡先/090-3232-3888 営業時間/10:00~17:00
〒772-0052徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地76 N・Nコーポ101 TEL088-661-3888

